

京都府自動車(新車)小売業 最低賃金改正のお知らせ

平成25年8月17日(土)から
京都府自動車(新車)小売業最低賃金が
時間額 768 円
に変わります。

ただし、次に該当する方には京都府最低賃金(時間額 759 円 効力発生日 平成 24 年 10 月 14 日)が適用されます。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって技能習得中の者。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後 6 月未満の者であって技能習得中の者。
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務
 - ハ 受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務

ご注意 京都府自動車(新車)小売業最低賃金が適用される業種について

- ① この最低賃金は、「自動車(新車)小売業」を営む事業場に適用されます。
- ② 「自動車(新車)小売」のほかに、「中古車小売」、「自動車部分品・付属品小売」、「二輪自動車(原付含む)小売」、「自動車卸売」を営む場合については、それぞれの売上高のうち「自動車(新車)小売」の売上高が最も多くの割合を占める場合にもこの最低賃金が適用されます。(なお、「自動車(新車)小売」以外の売上高が最も多くの割合を占める場合には、京都府最低賃金(時間額 759 円)が適用されます。)
- ③ 「自動車整備業」は原則として京都府最低賃金(時間額 759 円)が適用されますが、自動車整備業であっても自動車(新車)小売の売上高が自動車整備の売上高を超えているような場合には、京都府自動車(新車)小売業最低賃金が適用されます。詳しくは下記問い合わせ先にお尋ねください。

お問い合わせ先

京都労働局 労働基準部 賃金室

京都市中京区両替町通御池上る金吹町 451

電話 075 (241) 3215